

ばい煙等の測定回数

項目	規模要件	測定回数
硫黄酸化物	ばい煙量 $10\text{m}^3\text{N/h}$ 以上を排出するばい煙発生施設	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
ばいじん(ガス専焼ボイラー, ガスタービン, ガス機関, ガス発生炉のうち燃料電池用改質器に限る)		5年に1回以上
ばいじん(上記発生施設を除く)	排出ガス量が $4\text{万}\text{m}^3\text{N/h}$ 以上のばい煙発生施設(廃棄物焼却炉にあつては, 焼却能力が 4t/h 以上の施設)	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が $4\text{万}\text{m}^3\text{N/h}$ 未満のばい煙発生施設(廃棄物焼却炉にあつては, 焼却能力が 4t/h 未満の施設)	年2回以上 ※1年間につき継続して休止する期間が6ヶ月以上の場合は年1回以上
窒素酸化物	排出ガス量が $4\text{万}\text{m}^3\text{N/h}$ 以上のばい煙発生施設	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が $4\text{万}\text{m}^3\text{N/h}$ 未満のばい煙発生施設	年2回以上 ※1年間につき継続して休止する期間が6ヶ月以上の場合は年1回以上
窒素酸化物(ガス発生炉のうち燃料電池用改質器に限る)		5年に1回以上
有害物質	排出ガス量が $4\text{万}\text{m}^3\text{N/h}$ 以上のばい煙発生施設	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が $4\text{万}\text{m}^3\text{N/h}$ 未満のばい煙発生施設	年2回以上 ※1年間につき継続して休止する期間が6ヶ月以上の場合は年1回以上
特定粉じん	事業者が常時使用する従業員の数が20人を超える場合	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
揮発性有機化合物	揮発性有機化合物排出施設	年2回以上 ※1年間につき継続して休止する期間が6ヶ月以上の場合は年1回以上